

副 本

東京高等裁判所 令和4年(ネ)第2972号

損害賠償請求控訴事件

控訴人 榎本 清

被控訴人 東大和市

答 弁 書

2022年(令和4年)8月10日

(期日:9月14日)

東京高等裁判所第15民事部E丙係 御 中

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番30号サウスヒル永田町9階

東京平河法律事務所(送達場所)

被控訴人訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

TEL 03-3595-4160

FAX 03-3595-4170



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

第2 控訴理由に対する反論

1 控訴人は、原審において審理不尽があったと主張するが、原審においては、9回の口頭弁論が開かれ、原告（控訴人）から7通の準備書面が、被告（被控訴人）から6通の準備書面が、それぞれ、提出、陳述され、原告（控訴人）から甲1号証から30号証までの書証が提出されており、原告（控訴人）が申請した証人調べがなされなかったのは、基本的な事実関係については争いがない（原判決が判示する事案の概要についての異論は示されていない。）ためであり、審理は十分に尽くされている。

2 控訴人は、請願権について縷々述べるが、議会に対する請願については憲法16条を具体化した地方自治法124条が定めるところであり、本件陳情はその請願に該当しない。

本件陳情が請願に該当しないことは別として、請願であっても、請願法5条は、「官公署において『これを受理し誠実に処理しなければならない』と規定するにとどまり、同条が請願を受理した官公署に何らかの応答を義務付けたり、請願の受理に何らかの法的効果を伴わせたりするものであると解することはできない。」とされる（東京高裁平成31年3月12日判決・乙1号証）。また、請願に該当しないものであっても、議会に対し、陳情をすること（意見や希望等を申し立てること）は自由であるが、それを受けてどのように対処するかについて定めた法令の定めはない。実定法に定められた請願であっても、請願を受理した官公署が何らかの応答を義務付けられたり、請願の受理に何らかの法的効果が生ずることはないのであるから、陳情にそれを超える効力があることを認める根拠はなく、受理した陳情をどのように取り扱うかは、当該官公署（本件においては議会）の裁量に委ねられているのである（乙2号証の1及び2並びに3号証参照）。したがって、本件陳情を委員会に付託しなかったことは、議会の裁量の問題であり、そのことをもって違法とされる理由はない。

3 控訴人のその余の主張についても、原判決に不当な点はなく、本件控訴は棄却されるべきである。

以上